

福岡県 PTA 連合会 スマホ等の利用に関する指針

福岡県 PTA 連合会では、平成 29 年の総会において、スマホ等*1 を持たせる際の保護者の管理責任を明確にした「福岡県 PTA 連合会スマートフォン宣言」を採択しました。

令和 2 年度の安全・調査委員会では、このスマホ宣言のリニューアルを検討し、子どもたちの模範となるには大人たちが使い方を学ぶ必要があることを明記しました。加えて、初めてスマホ等を持たせる際に保護者が対応すべきことを示してほしいとの要望に応えるため、宣言と家庭でのルールの間を埋める「指針」を示すことにしました。

この「指針」が、各家庭で具体的なルール作りを行う際に参考になれば幸いです。

- ネット接続の契約者（自宅の Wi-Fi などのインターネット通信契約含む）は保護者であり、貸与されるものであるため、利用するためにはルール作りが必要であることを子どもと確認しよう。
- 子どものスマホには必ずフィルタリング機能*2 を導入しよう。また、利用時間やアプリを制限できるペアレンタルコントロール機能*3 を利用しよう。
- ルールやフィルタリング、ペアレンタルコントロールは子ども達自身を守ることにものなることを子どもに伝えよう。
- SNS への投稿は、自宅の玄関前に張り出すことと同じであることを教えよう。
- 各家庭の状況に応じて、家族団らんの時間を考慮し、親子で話し合ってルールを決めよう。（大切なのは親子の対話です。押し付けではなく、一緒に決めたものでないと子どもは守りません。）
- ルールは紙に明記して、子どもと共有しよう。ルールは年齢や状況に応じて見直そう。
- ルールの例：
 - ◇ 使える時間帯を決める。（朝 7 時から夜 9 時まで、など）
 - ◇ 使える時間数を決める。（1 日 2 時間まで、など）
 - ◇ 寝る時間を決め、それ以降はスマホ等を触らない。
 - ◇ 寝るときは寝室・子ども部屋には持ち込まない。

- ◇ 充電は夜、リビングで。
- ◇ スマホを目覚まし時計代わりにしない。
- ◇ 食事中は見ない、触らない。(家族の団らんを大切に)
- ◇ いつでも親が利用状況を確認できること。(アカウントやパスワードをいつでも開示すること)
- ◇ 有料アプリやアプリ内課金が必要な場合は保護者が対応すること。

*1:この指針での「スマホ等」とは、パソコン、スマートフォン、タブレット、携帯電話や対応するゲーム機、テレビなどのネット端末全般、および LINE、SNS、ネットゲーム等の通信を伴うアプリケーションを指します。

*2:インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価判別し、選択的に排除する機能のこと。(Wikipedia)

*3:子どもによるパソコンや携帯電話などの情報通信機器の利用を、親が監視して制限する取り組みのこと。ペアレンタルロックともいう。(Wikipedia)

令和3年6月5日
福岡県PTA連合会